



忠 岡 町

令和8・9年度入札参加資格審査申請

【提出の手引き】

忠岡町 町長公室 総務課

1 申請期間

令和8年1月9日（金）～令和8年1月31日（土）まで（23日間）

2 審査基準日

令和8年1月9日

3 有効期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日まで（2年間）

4 入札参加資格の申請区分

(1) 建設工事

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

※複数の区分で入札参加を希望する場合は、それぞれの区分での申請が必要です。

5 申請方法

(1) 電子申請サイト (<https://bid-entry.com/>)からのオンライン申請。1申請あたりシステム利用料が発生します。（変更申請時は無料）

町内業者、準町内業者※	無料
町外業者	1, 540円（税込）

※ 登録する委任先の支店、営業所等が忠岡町内にある業者

(2) 申請方法等の詳細は下記操作マニュアル等をご参照ください。

- 操作マニュアル (<https://bid-entry.com/manual.pdf>)
- 操作の流れ(動画等) (<https://bid-entry.com/flow.html>)
- よくあるご質問 (<https://bid-entry.com/faq.html>)
- お支払い方法について (<https://bid-entry.com/info2.html>)

目次

資格要件	4
注意事項	5
提出書類一覧	6
提出書類についての補足説明	7
一般事項	7
【共通】	7
①忠岡町 入札参加資格申請書	7
②登記簿謄本または身分証明書	7
③国税の納税証明書	7
④忠岡町税に係る未納がない証明書	7
⑤印鑑証明書	8
⑥使用印鑑届	8
⑦誓約書	8
⑧委任状	8
⑨債権者登録書	8
【建設工事】	8
⑩建設業許可通知書	8
⑪経営事項審査結果証明書	8
⑫営業所一覧	8
⑬直近 2 年間の工事経歴書	9
⑭技術職員名簿	9
⑮建設業退職金共済事業加入・履行証明（経営事項審査申請用）	9
⑯本社・本店の組織図、案内図及び写真	9
【測量・建設コンサルタント等業務】	9
⑰現況報告書	9
⑱測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類	9
⑲登録証明書	9
⑳決算書類（直近 1 年間）	10
㉑営業所一覧表	10
㉒業務経歴書	10
㉓技術職員名簿	10
入札参加資格変更届について	11

資格要件

下記のいずれかに該当する場合は、申請の受付ができません。

【共通】

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者で、入札参加資格制限を受け、その期間が満了していない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
 - ア. 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - カ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (5) 忠岡町の課税を滞納している者
※ただし、災害等により地方税法に基づく徴収の猶予を受けている場合を除く。
- (6) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者
※ただし、災害等により国税通則法に基づく納税の猶予を受けている場合を除く。
- (7) 入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかつた者
- (8) 所定の提出書類を提出しない場合
- (9) その他法令等の規定によりその営業について免許、許可または登録を要するときは、当該免許、許可または登録がない場合
- (10) 審査基準日現在において、1年以上当該希望業種の営業がない場合

【建設工事】

- (1) 建設業法第3条の規定に基づく許可がない者
- (2) 総合評定値通知書の「その他審査項目（社会性等）」のうち、「雇用保険の加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」の者。

【測量・建設コンサルタント等業務】

- (1) 「測量」を希望する場合において、本店（店）または契約権限を委任する営業所等が、測量法第55条による測量業者登録を受けていない場合

注意事項

【共通】

- (1) 町内業者とは、忠岡町内に本社を置き、かつ、そこを営業の拠点としている者とし、準町内業者とは、常時請負契約を締結する事務所として、忠岡町内に従たる営業所を有する者とし、その他の業者についてはすべて町外業者とします。
- (2) 申請の際に提出する各種証明書は、**資格審査基準日から3ヶ月以内に発行されたもの**に限ります。（**令和7年10月9日は含みません**）
- (3) 申請書提出後完了後、システムから受付メールが届きますが、この段階では申請は完了しておりません。後日、審査により承認のメールが届き申請は完了となります。不備がある場合は、その旨を記載したメールが届きますので、指定する日までに再提出をお願いします。指定日までに提出書類などが完備されない場合は、登録は認められません。
- (4) 提出書類及び本町との契約に関する情報は法令等に基づいて公開することがあります。
- (5) 過年度において指名実績があっても、等級の見直し・契約方法の見直し・事業の見直し等諸条件が変わる可能性があり、必ずしも新年度の指名の対象とならない場合があることを了承の上、申請していただくようお願いします。

【建設工事】

- (1) 第1希望が土木一式工事または建築一式工事で登録のある全業者に対して格付を行います。

提出書類一覧

○全業者必須 ☆町内・準町内業者のみ △該当者のみ

申請区分	提出区分	書類名	様式
共通	○	① 忠岡町 入札参加資格申請書（建設工事） 忠岡町 入札参加資格申請書（測量建設コンサルタント等）	建設① コンサル①
	○	② 【法人】登記簿謄本（現在事項証明書または、履歴事項証明書） 【個人】身分証明書 本籍地の市町村長が発行するもの	
	○	③ 国税の納税証明書 【法人】 納税証明書（その3の3） 【個人】 納税証明書（その3の2）	
	☆	④ 忠岡町税に係る未納がない証明書	
	○	⑤ 印鑑証明書	
	○	⑥ 使用印鑑届	共通①
	○	⑦ 忠岡町暴力団排除条例に係る誓約書	共通②
	△	⑧ 委任状	共通③
	△	⑨ 債権者登録申請書	共通④
建設工事	○	⑩ 建設業許可通知書	
	○	⑪ 経営事項審査結果証明書	
	○	⑫ 営業所一覧	建設②
	○	⑬ 直近2年間の工事経歴が分かる資料	建設③
	☆	⑭ 技術職員名簿	建設④
	○	⑮ 建設業退職金共済事業加入・履行証明（経営事項審査申請用）	
	☆	⑯ 本社・本店の組織図、案内図及び写真	建設⑤
測量・建設コンサルタント等	△	⑰ 現況報告書	
	△	⑱ 測量法55条の8の規定に基づく書類	
	○	⑲ 登録証明書	
	△	⑳ 決算報告書（直近1年間）	
	△	㉑ 営業所一覧表	コンサル②
	△	㉒ 業務経歴書	コンサル③
	△	㉓ 技術職員名簿	コンサル④

提出書類についての補足説明

一般事項

- (1) 提出書類は、次の形式の電子データにより提出してください。
 - ア. 忠岡町 入札参加資格申請書 : E x c e l データ
 - イ. 上記以外の書類 : P D F データ
- (2) 原本が紙等の場合はお手数ですが、スキャニング等により P D F 形式の電子データを作成してください。
- (3) P D F 形式の提出書類は、各書類 1 ファイルにまとめて作成してください。
- (4) 使用印等の押印を必要とする書類は下記の通りです。

書類名	押印する印鑑
⑥ 使用印鑑届	実印及び使用印
⑦ 誓約書（暴力団排除）	実印
⑧ 委任状	実印及び使用印
⑨ 債権者登録申請書	使用印

※⑨債権者登録申請書に押印する印鑑は銀行印ではないので、ご注意ください。

【共通】

- ①忠岡町 入札参加資格申請書
 - ・申請区分ごとの記入例を参考に作成し提出してください。
- ②登記簿謄本または身分証明書
 - ・法人の場合は登記簿謄本（現在事項証明書または、履歴事項証明書）
 - ・個人の場合は本籍地の市町村長が発行する身分証明書
- ③国税の納税証明書
 - ・法人の場合は、納税証明書その 3 の 3 を提出してください。
 - ・個人の場合は、納税証明書その 3 の 2 を提出してください。
 - ・国税通則法に基づく納税の猶予を受けている場合は、当該決定に係る通知書等を提出してください。
- ④忠岡町税に係る未納がない証明書
 - ・本町税務会計課にて「未納がない証明書」を発行してください。（1枚 300 円）
 - ・発行には次のものが必要です。
 - ア. 会社の代表者が行く場合：身分証（運転免許証・保険証等）、実印
 - イ. 代表者以外の従業員が行く場合：アに加え、会社に所属していることがわかるもの

※詳しくは、本町税務会計課までお問合せください。

⑤印鑑証明書

- ・法人にあっては法務局が、個人にあっては市町村長が発行するものです。

⑥使用印鑑届

- ・使用印鑑届は、鮮明に押印してください。（実印と使用印が同じ場合であっても提出が必要です。）

⑦忠岡町暴力団排除条例に係る誓約書

- ・申請者の印鑑は**実印**を押印してください。

⑧委任状

- ・入札、契約、代金受領などの権限を支店長や営業所長等（受任者）に委任する場合のみ提出してください。
- ・内容が同じであれば独自様式でも可とします。
- ・建設工事の場合、委任先については、建設業法に基づく「従たる営業所」であることが必要であるため、「⑫営業所一覧」に記載があるところに限ります。

⑨債権者登録書

- ・別紙「記入例」及び「債権者登録申請書提出確認フロー図」を確認のうえ、該当者はご提出ください。

【建設工事】

⑩建設業許可通知書

- ・申請時に有効であるもの（手続き中の場合はそれを証明するもの）

⑪経営事項審査結果証明書

- ・審査基準日が1年7ヶ月以内のものを提出してください。
- ・希望業種について、許可行政庁の総合評価点（P点）が記載されていることが必要です。

⑫営業所一覧

- ・建設業の許可申請（最新更新）時に提出したものの写し等でも可です。
- ・内容が同じであれば独自様式でも可です。
- ・本社以外の営業所がない場合は、所在地の欄に「本社のみ」と記入し提出してください。
- ・支店・営業所などは、建設業の許可により「主たる営業所、従たる営業所」として認められているものを指し、任意の営業所は認められません。

⑬直近2年間の工事経歴書

- ・直近の経営事項審査に提出したもの（希望業種にかかる部分のみ）等、既存資料の提出も可です。

⑭技術職員名簿

- ・直前の経営事項審査申請に提出した技術職員名簿の写し
- ・経営事項審査申請以降、退社しているものは二重線で消し、新規入社は末尾に追加記載してください。
- ・技術者経歴書は不要です。
- ・支店等に委任する場合は、支店の技術者のみで可です。

⑮建設業退職金共済事業加入・履行証明（経営事項審査申請用）

- ・各共済組合発行のもの。
- ・加入済みであるが、証明書が出ない場合は、加入証書でも可です。
- ・独自の退職金制度がある等により、共済事業にも加入していない場合は、未加入の理由書（任意様式）を提出してください。

⑯本社・本店の組織図、案内図及び写真

- ・事務所の外観及び内観写真（社名表示の確認できるもの）を貼付して提出してください。

【測量・建設コンサルタント等業務】

⑰現況報告書

- ・建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントで登録があり、かつ希望する者は、各登録規程に基づく直近の現況報告書一式を提出してください。
- ・最新の現況報告書等について申請中の場合は「控え」の提出で可とします。
- ・希望業種以外の書類は添付不要です。

⑱測量法第55条の8の規定に基づく書類

- ・測量を希望する場合、測量法第55条の8の規定により国土交通省へ届け出た直前1年の財務に関する書類一式を提出してください。

⑲登録証明書

- ・営業上必要とする登録の証明書等で、資格審査基準日において、有効期限内にある最新のものを提出してください。

②〇決算書類（直近1年間）

- ・法人の場合は、財務諸表（損益計算書、貸借対照表）を提出してください。
 - ・個人の場合は、所得税確定申告書の控え（マイナンバーが記載されていないもの）を提出してください。青色申告の場合は、青色申告決算書を含みます。
- ※「⑯現況報告書」または「⑰測量法第55条の8の規定に基づく書類」で財務諸表が含まれた書類を提出している場合は、提出不要です。

②〇営業所一覧表

- ・内容が同じであれば独自様式でも可。
- ※「⑯現況報告書」または「⑰測量法第55条の8の規定に基づく書類」に記載のある内容と変更がない場合は提出不要です。

②〇業務経歴書

- ・内容が同じであれば独自様式でも可。
- ※「⑯現況報告書」または「⑰測量法第55条の8の規定に基づく書類」に記載がある場合は提出不要です。

③〇技術職員名簿

- ・内容が同じであれば独自様式でも可。
- ※「⑯現況報告書」または「⑰測量法第55条の8の規定に基づく書類」に記載がある場合は提出不要です。

入札参加資格変更届について

入札参加資格者名簿記載後、申請内容に変更が生じた場合、次のとおり変更申請を行ってください。

- (1) 申請期間 随時
- (2) 申請方法 申請用WEBサイト(<https://bid-entry.com/>)からのオンライン申請
- (3) 費用 変更申請の場合は無料です。

※当初申請で使用したログインID以外では変更申請ができませんのでご注意ください。

※物品・役務等についてはこれまで通り書面にて変更を受け付けます。

変更申請に必要な書類一覧

変更事項		提出書類										
		変更申請書	登記簿謄本	印鑑証明書	使用印鑑届	誓約書（暴力団排除）	委任状	債権者登録申請書	許可（登録）証明書	きる書類	その他変更内容が確認で	の写し
本社	商号または名称、所在地	<input type="radio"/> ※1										
	代表者	<input type="radio"/> ※1										
	電話番号、メールアドレス等	<input type="radio"/>										
委任先	委任する営業所	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	所在地	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	代表者	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	電話番号、メールアドレス等	<input type="radio"/>										
実印		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
使用印		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
振込先		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>				
許可・登録内容等（更新含む）		<input type="radio"/>										
委任先を新設・変更する場合		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
技術職員 (建設工事登録の町内業者のみ)		<input type="radio"/>									<input type="radio"/>	

- ・変更申請書はExcel形式で、その他の書類についてはPDF形式でシステムにアップロードしてください。
- ・合併や営業譲渡等、資格の承継が生じる場合は、必要書類等の手続きが異なりますので、総務課へお問い合わせください。
- ・希望業種の追加はできません。削除したい業種がある場合はご連絡ください。

※1 委任先を設定している場合は提出不要です。

※2 建設工事登録業者のみ、建設業許可（更新）申請時に提出したものをお提出ください。

【入札参加資格審査申請に関する問い合わせ先】

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

忠岡町役場町長公室総務課

電話番号：0725-22-1122

メール：gyoushatouroku@town-tadaoka.jp